

熊本県漁業協同組合連合会補助事業実施要領

(目的)

第1条 熊本県漁業協同組合連合会補助事業（以下「事業」という。）を適正に実施するために必要な事項について定めるものとする。

また、併せて補助金交付事務を適正に処理するため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成28年10月4日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 要項第2条に規定する補助対象経費は、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）が漁村及び漁業協同組合（以下「漁協」という。）の発展に資することを目的として実施する事業の経費とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 漁村指導者養成事業

漁村指導者等の養成に係る経費

(2) 教育研修事業

県漁連が行う漁協役員及び漁協職員に対する研修事業等に係る経費

(3) 巡回指導事業

県漁連が各漁協を訪問して行う運営指導及び経営指導に係る経費

(4) その他の事業

上記の外漁協の経営強化に必要な取組に係る経費

(補助金等の交付申請)

第3条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記様式とする。

(補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式とする。

(事業の完了)

第5条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記様式とする。

附 則

この要領は、平成28年10月24日から施行する。

別記様式（第3条、第4条、第5条関係）

熊本県漁業協同組合連合会補助事業計画書・変更計画書・実績書

1 事業計画（又は実績）

①漁村指導者養成事業

対象団体	実施期間	内容	備考
	～		

②教育研修事業

開催日	開催場所	対象者及び人数	講師名	研修テーマ	備考

③巡回指導事業

漁協又は地区名	実施期間	指導回数	指導に当たる（又は 当たった）職員数	備考
	～			

④その他の事業

項目	実施日	実施内容	備考

2 経費の配分

（単位：円）

区分	補助事業に要 する（又は要 した）経費	補助対象 経費	負担区分			備考
			県補助金	自己負担金	その他	
計						

※積算内訳書を添付してください

3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

（注）本様式は、事業計画書又は変更計画書、実績書のいずれかを○で囲んで使用してください。